

ご存じですか？

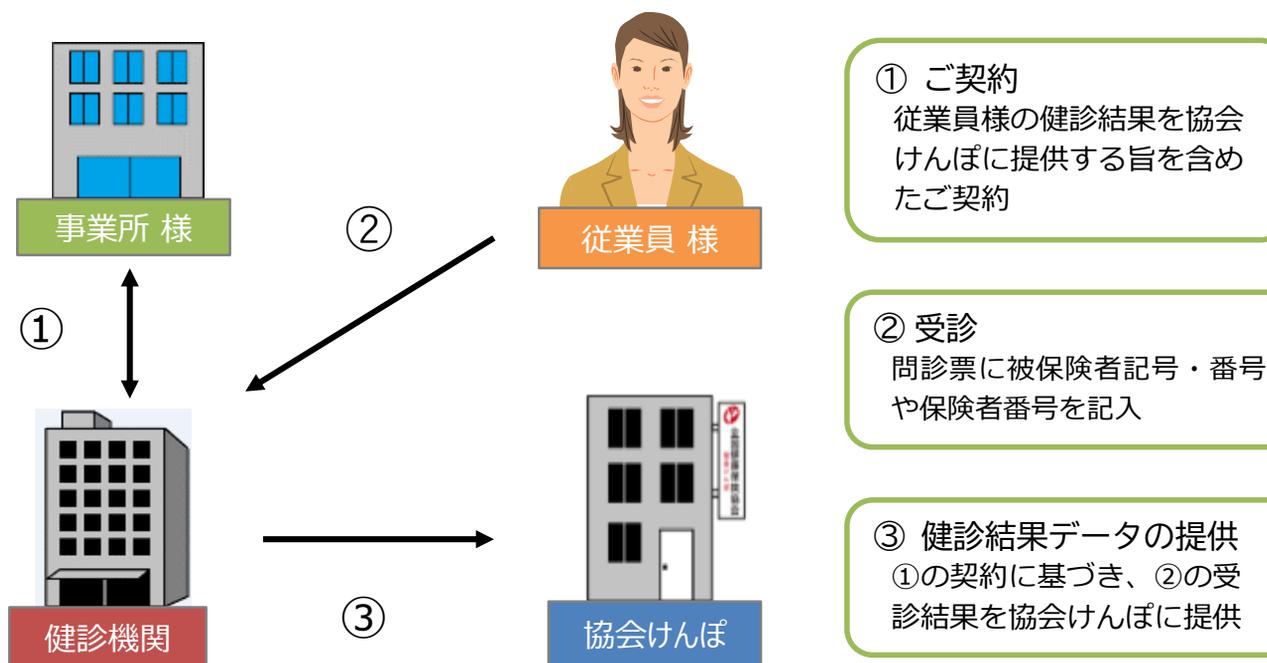
事業者健診の保険者への提供は、法律により義務付けられています！

労働安全衛生法に基づく定期健康診断（事業者健診）結果の保険者（協会けんぽ）への提供は、「高齢者の医療の確保に関する法律」（第27条）により義務付けられています。

協会けんぽや健診機関より依頼があった場合は、必ずご提出をお願いします。

厚生労働省より、「健診機関を通じて保険者に健診結果を提供する」内容を含んだ「健康診断委託契約書」のひな型が示されておりますので、健診機関との契約の際にご利用ください。

健診結果を提供いただく際の流れ



その他の提供方法

※ 事業所様と健診機関との契約書によらない提供方法は、以下のとおりとなります。

A 協会けんぽの「生活習慣病予防健診」を利用する。

- がん検診を含み、協会けんぽから費用の約6割が補助される大変お得な健診です。

B 協会けんぽへ、健診機関を通じた健診結果提供のための「同意書」を提出する。

- 協会けんぽと契約締結済みの健診機関であれば、健診機関を通じて結果を提供いただけます。

C 協会けんぽへ直接、健診結果の写しを提供する。

- 協会けんぽと契約を未締結の健診機関で受診している場合、こちらの方法になります。

裏面もご覧ください

健診結果をご提供いただくメリット

- ◆ 従業員の皆様が「マイナポータル」を使用することにより**過去の健診結果を閲覧し、ご自身の健康づくりにお役立ていただくことが可能**となります。
- ◆ 本人の同意のもと、**医療機関や薬局がオンライン資格確認等システムを利用して健診結果を閲覧し活用**することが可能となります。
- ◆ 従業員の方のメタボリックシンドロームのリスクに応じて、**協会けんぽより「健康サポート（無料）」を実施**いたします。
- ◆ 「健康宣言」にエントリーいただいた事業所様について、**事業所ごとの健康度を見える化した「事業所カルテ」を協会けんぽから提供**いたします。

従業員の皆様による健診結果の活用について

国が推進するマイナポータルを利用した健診結果の閲覧等について、従業員の方がご利用を希望する場合、あらかじめ事業主様による健診結果の保険者への提供が必須となります。

事業主様におかれましてはお手数をお掛けいたしますが、従業員の皆様のため、健診結果の提供にご協力をお願いいたします。

□ 健診結果の提供は個人情報保護法により問題はありません □

高齢者の医療の確保に関する法律により、事業主様が健診結果を保険者へ提供することは義務付けられており、問題はありません。また、このような法律上の義務付けがある場合、健診を受けた方（従業員様）の同意も必要ありません。

（個人情報の保護に関する法律第23条）

◆事業者健診結果提供方法等について不明な場合は、下記担当までお問合せください。

【お問い合わせ先】 全国健康保険協会 北海道支部 担当:保健グループ 電話:011-726-0361



全国健康保険協会
協会けんぽ